

平成25年度 まちづくり懇談会を開催しました

開催日・会場

- 1月30日(木) 19:00～
西春別地区 (西春別ふれあいセンター)
- 1月31日(金) 14:00～
尾岱沼地区 (尾岱沼地域センターきらくる)
- 1月31日(金) 19:00～
別海地区 (別海町役場)

平成25年度まちづくり懇談会では、「特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建替えと経営移譲」、「第6次別海町総合計画の見直し」、「投票所（第4投票区・第17投票区）の閉める時間の繰上げ」について説明を行ったほか、参加された皆様からご意見・ご質問を多数いただきました。

説明内容

特別養護老人ホーム等の建替えと経営移譲について

●虐待事件の経過

再発防止の取り組みと改善状況について、昨年4月と5月に虐待の通報を受けた北海道が、施設職員の聞き取りなど調査を行いました。その結果、平成20年4月に男性従業員が利用者の顔を平手打ちした、平成24年11月と平成25年2月に女性従業員が足で利用者のくるぶし上方を内側から広げる行為によりあざをつくった、平成25年2月に女性従業員が利用者を前方に倒し、別の女性従業員がその利用者に馬乗りになったうえ、顔を複数回平手打ちし、前歯が取れた、という事件であることが明らかになりました。その後、北海道は7月3日に柏の実会へ法令違反を改善するよう勧告を行いました。

柏の実会は、勧告で求められた改善事項の措置を策定し、7月31日に北海道へ提出し、今年1月に全ての改善措置を実行したとの報告を受けております。

町は、7月24日と28日の2日間、特別養護老人ホーム入所者の家族の皆さんに、虐待事件の概要などについて、柏の実会と合同で説明を行い、出席い

懇談会での説明内容及び皆様からのご意見・ご質問要旨を報告いたします。
なお、本報告内容は、紙面の都合により一部抜粋したものとなっています。
詳細は町ホームページにて会議録をご覧ください。

ただいた方に、柏の実会への経営移譲についてご理解をいただいております。

●事件後の町や柏の実会の対応

町は、昨年6月に「経営移譲の条件」として、安心して預けられる施設運営が行われる法人となり、利用者や保護者をはじめ、地域から信頼が得られるように改善すること」を要請しました。内容は、移譲先法人が信頼回復のため執るべき行動として、大きな項目で改善を要請したものです。1点目は、「入所者が安心して施設サービスを受けられるようにするためを行うこと」、2点目は、「事故検証による事故の原因とその改善策及びその効果」、3点目は、「第三者を含めた虐待防止委員会の設置」、4点目は、「法人組織体制の見直しと処分」です。

柏の実会は、町からの要請と北海道からの勧告を受けて、第三者を含めた「虐待防止委員会と事故防止委員会」合同による事故の検証を行い、事故の要因となる対応困難時の支援方法のマニュアル化、個別支援計画による適切な支援の実施、役職員に対する人権擁護の意識向上のための研修、虐待に係った職員と施設管理者の処分を行っております。また、施設運営の要となる学园长や支援部長に経験豊富な人材を新たに配置し、法人運営に理事が管理監督者として参画し、法令遵守委員会の設置や顧問弁護士を配置するなど、

再発防止と信頼回復に向け取り組みを進めており、その改善状況は、随時、報告を受けております。

●改善状況

町には、通所サービスを利用している保護者から、「保護者に対する言葉づかいなど対応がよくなり、迎えに行くとき必ず利用者の一日の様子を話してくれるようになった」という声などが届いています。また、保護者会の会長からは、保護者会が要望した改善事項は、全面的に受け止められ、積極的な取り組みがなされていることや保護者を含めた関係者の懇談会で、「利用者や保護者への対応が目に見えてよくなった」という意見が多く出ている、との報告がありました。

さらに、会長は虐待防止委員会と事故防止委員会の委員をされ、事件後の柏の実会の取り組みや実践から、「柏の実会は、生まれ変わった」と感じ取り、「保護者会からの信頼回復は図られている」とも話されております。

町の改善要請に対してスピード感を持って真摯に取り組み、職員の資質の向上や法人体制の見直しなども積極的に対応し、法令遵守を第一と捉えた支援が実践されており、保護者の信頼回復も進んでいる状況にあります。

●建替え後の利用者負担額

建替え後の新施設は、現行の数人が相部屋で生活する多床室型施設から全室個室のユニット型施設に変わることから、居住費が増額となり、利用者負担額は大きく増額となります。

に対する公的支援がないことから新施設への入所は原則できないこととなります。また、低所得者の負担額は約4割から2倍の範囲で増額となり、それ以外の入所者も約6割の負担増となります。

●利用者負担額の軽減施策

利用者負担の増額に伴い、2つの軽減制度の導入を計画しております。

1つ目は、「社会福祉法人による利用者軽減制度」として、生活保護受給者は、居住費の負担なしで入所が可能となり、低所得者は約4割から2倍の範囲で増額となる負担額を約2割から3割の増額に軽減するといった制度の導入を計画しております。

2つ目は、「町独自の激変緩和措置の創設」として、生活保護受給者を除く入所者に対し、当分の間、助成により増額となる負担額の緩和を行い、段階的に利用者負担額を引き上げる町独自の助成制度の創設を計画しております。

この2つの制度により、低所得者は約1割、それ以外の方は約2割の負担増に抑制する計画です。

なお、この「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」は、法人が負担額を軽減する場合に限り制度化されるものですが、柏の実会から実施するとの報告を受けております。

●経営移譲と施設建替えスケジュール

今年2月、経営移譲と施設建替えに係る「基本協定」を柏の実会と締結し、4月1日に経営移譲を行い、柏の実会が特別養護老人ホームとデイサー

ビスの運営を開始します。

施設の建替えは、平成24年度のまちづくり懇談会で、平成26年度中に新施設を完成し供用開始すると説明しましたが、震災復興工事などで建設資材の不足を原因とした工事の遅れが数多く生じている状況から、北海道も本来1年度で完成させなければならぬ補助制度を、2年度での完成を認めることになりました。そのため、今年6月に工事を着工し、新施設での供用開始を平成27年10月へと計画変更しております。

第6次別海町総合計画の 見直しについて

町では、現在、平成21年3月の策定から5年が経過をする「第6次別海町総合計画基本計画」に係る中間見直し作業を進めております。

●総合計画とは

長期的なまちの将来像や目標、そして、それらを実現するための施策・事業を定めた、今後の自治体経営、地域経営を進めていくうえで最も基本となる計画であります。

●第6次別海町総合計画の期間

第6次総合計画は、計画期間を平成21年度から30年度までの10年間として、多くの町民の方々の参加をいただきながら、平成21年3月に策定いたしました。「笑顔あふれる豊かさ実感のまちづくり」を町の将来像として掲げ、全6章からなる本計画を本町のまちづくりの指針として、現在各施策の実現に向けて取り組んでいるところで

あります。

●見直しの必要性

町では、様々な施策・事業に取り組んできましたが、この計画期間中に生じる社会情勢や、町の財政状況の変化、また事業の進捗状況などの検証による新しい課題に対応するため、中間年度にあたる平成25年度において、必要な見直しを行うことを、策定時から予定していたものです。

第6次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部門により構成されていますが、中間年度における見直しの対象は、そのうちの「基本計画」の部分としております。

●見直し策定までの流れ

これまで町民を対象に実施した「まちづくりアンケート」の結果による意見や、役場庁内職員組織、町民組織である「町民検討委員会」で提案された意見等を検討課題とし、役場課長職で構成する「総合計画策定委員会」、次長・部長職で構成する「総合計画策定会議」において見直し計画の原案を策定してまいりました。

現在、2月7日を期限としたパブリックコメントの実施、町長の諮問機関である町内各団体からの代表者や識見者で構成する「総合計画策定審議会」において、計画原案に対する審議を行っているところであります。パブリックコメントで町民の皆さんからいただいたご意見は、この「策定審議会」にも報告をさせていただいたなかで、併せて審議いただくこととしております。その後、「策定審議会」から町長へ

の答申を経て、最終的に「見直し後の総合計画基本計画」策定に至ることになります。

●主な見直し内容

第6次総合計画では、まちづくりの基本となる6つの目標を定め、その基本目標に対し、具体的項目による振興策を掲げ施策を実施しておりますが、その項目ごとに「現状あるいは今後5年間で必要とされる事項」について見直しを行っています。

まず、基本目標1番目の「活力ある産業のまち」については、農業の振興に係わる事項では、本年度に認定を受けた「バイオマス産業都市」に係わる取り組みや、畜産環境対策として家畜排せつ物等に関する事業についての取り組みなどを新たに計画に盛り込み、商業の振興に係わる事項では、平成21年4月に制定された「中小企業振興基本条例」を受けて策定された「中小企業振興行動指針」等の記載を新たに加え、現状に合わせた見直しを行っております。

基本目標2番目の「自然と共生するまち」では、特に本町にとって、食害などの被害が大きな問題となっている、エゾシカの個体数の適正管理などについて、修正を加えています。

3番目の「健やかに暮らせる福祉のまち」では、平成24年10月に開設した新別海町立病院建設後の医療の今後の方向性や、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化などについて、新たに加えております。

4番目の「人を育てる学びのまち」

では、現状を踏まえた将来に対する施策の見直しとして、国による「子ども子育て支援関連3法」の成立を受けての、今後の町における幼保一体的な取り組み、また、町民体育館など社会体育施設の今後の管理運営について新たに盛り込んでおります。

5番目の「快適で安全なまち」では、「公営住宅等の長寿命化計画」や老朽化している橋梁の「長寿命化計画」に基づく今後の改修計画について、また、尾岱沼地区の消防団拠点施設である「第3分団詰所」の建替え計画や、今後予定をしている野付半島における災害時の一時避難施設の整備などについて、盛り込んでおります。

また、市街地の整備については、現在「別海町市街地活性化計画」について、別途策定作業を行っておりますが、今後この計画に係わる状況を、学習会やパブリックコメントの実施という形で、町民の皆さんにお示していく予定としており、こちらもよりしくお願いしたいと思います。

6番目の「参画と協働でつくるまち」では、平成23年4月に施行した「別海町自治基本条例」に関する内容を盛り込み、まちづくりに対する住民参画の機会の拡充などについて、その重要性を改めて記述をしているものであります。

●今後の予定

総合計画策定審議会からの町長への答申後、町議会への経過報告等を経て、平成25年度中に「総合計画見直し計画」を策定し、平成26年度4月中に

は計画書として冊子を作成、完了の運びとしております。



投票所を閉める 時間の繰上げについて

現在、各選挙において、町内に設置している20箇所の投票所のうち16箇所は投票所を閉める時間を繰上げ、その他4箇所（東公民館、中央公民館、中央児童館、西春別ふれあいセンター）

は、時間を繰上げず午後8時までの投票時間としています。しかし、平成27年4月に実施される北海道知事・議員選挙から、投票時間を繰上げていない投票所のうち、東公民館（第4投票区）と西春別ふれあいセンター（第17投票区）の投票所を閉める時間を1時間繰上げる検討をしています。

現在の投票時間については、当町の20箇所の投票所のうち、午後6時で投票所を閉めている投票所は10箇所、午後7時で投票所を閉めている投票所は6箇所、残りの4箇所は最終の午後8時までとしており、尾岱沼市街地とその周辺地域を含む第4投票区の投票所、西春別駅前市街地とその周辺地域を含む第17投票区の投票所を閉める時間は午後8時としております。

選挙管理委員会の考え方として、各選挙で、投票所の投票管理者は、投票所を閉じた後に開票所である別海町町民体育館へ投票箱を届けますが、東公民館（第4投票区）と西春別ふれあいセンター（第17投票区）は、投票所を閉じる時間を繰上げていないため、開票所の到着が、他の投票所より遅くなっています。

投票管理者の開票所への到着が早くなれば、開票の開始・確定時間も早くなり、有権者の皆さんへの開票結果のお知らせが早くなります。また、開票作業の経費が削減できることから、東公民館と西春別ふれあいセンターの投票所を閉める時間を1時間繰上げたいと考えております。

なお、投票時間の繰上げにより、東

公民館と西春別ふれあいセンターの投票時間は、「午前7時～午後8時」が「午前7時～午後7時」になります。

今後の予定ですが、平成26年2月に、該当町内会・連合町内会へ文書により周知を行い、その後、平成26年5月には、別海町、町内会長等会議で説明を行う予定としております。平成26年12月には、別海町選挙管理委員会にて投票所を閉める時間の繰上げを決定し、平成27年2月、広報別海2月号での周知、平成27年3月の選挙広報（広報別海3月号折込）による周知を行う予定です。そして、平成27年4月には、北海道知事・議会議員選挙の実施となる予定としています。

最後になりましたが、本日出席されていない方のために、本年2月に町内会を通じて説明資料を回覧させていただきます。ご意見等がある場合は、別海町選挙管理委員会までご連絡くださいますよう、よろしくお願いします。

※ホームページにて公開している会議録は、役場総合政策課で閲覧が可能です。また、希望者には送付しますので、お気軽にご連絡ください。

■問合せ／総務部総合政策課
まちづくり推進担当

（内線2061・5・2261）

ご意見・ご質問の内容

※紙面の関係上、全てのご意見・ご質問等を掲載できないため、一部抜粋とさせていただきます。ご了承願います。

行政報告3項目に関すること

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建替えと経営移譲に関すること

Q福祉に従事する側の対策や人員の確保が必要ではないでしょうか。(西春別)

A介護する職員の待遇等については、全国的にも大変課題となっており、職員が不足している状況にあります。町では、「介護員初任者研修制度」について、社会福祉協議会、あるいは柏の実会にも参画していただき、2月から講座を開き、地元の介護に携わる職員の確保に努めていきたいと考えています。

Q新しい施設では居住費が倍増し大変では。利用者負担軽減制度とはどのようなものなのでしょうか。(西春別・別海)

Aユニット型になるにあたり利用者負担額は1.4～2倍になりますが、法人が運営する場合、その法人が軽減を行うことで、利用者の負担をかなり軽減することができます。

この利用者負担軽減制度は、法人が負担する分を国と道と町村で負担するもので、「柏の実会」が運営する法人になった場合、その制度を入れることができ、町のままではできません。柏の実会では経営移譲するにあたり、これを制度化します。

Q介護現場職員にも、入所者にも、なるべくストレスを溜めさせないように、聞いてあげられる体制が必要に思います。(別海)

A現在、町が委嘱する相談員が、年に数回町内の施設を訪問して利用者及びその家族から意見を聞いたり相談に応じたりする「相談員制度」を検討しています。

第6次別海町総合計画の見直しに関すること

Qパブリックコメントでは、提出した意見はどう取り扱われるのか。町民から上がった意見が一方通行にならないように配慮が必要ではないでしょうか。(別海)

Aお寄せいただいた意見については、現在、町ホームページ上や広報紙などで、ご意見の概要を公表しています。意見により何かが変わったといった部分を説明をしている状況にはないので、かみ砕いてお知らせできるかどうか等、今後の検討課題とさせていただきます。

投票所の閉める時間の繰上げに関すること

※投票所の閉める時間の繰上げに関することに対するご意見・ご質問はありませんでした。

町政全般に関すること

【エゾシカ駆除について】

Qエゾシカの駆除は期間が限定されていますが、通年にできないのでしょうか。(西春別)

A一部そのような問合せをいただいております。農家の方の牧草収穫作業等の関係も含めて協議し、検討していかなければならないと考えています。

Q野付半島は野鳥や渡り鳥がたくさんいるのに、狩猟期は見られない状況が続いています。改善できないのでしょうか。(尾岱沼)

Aバードウォッチング等の観光客が増えていると聞いています。今シーズンは、罠い罠でシカを捕獲することにしておりますが、状況を調べ、検討させていただきたいと思います。

【畜産環境条例について】

Q酪農産業の発展につながるのか疑問があります。環境問題は町民全体の問題なのに、農家に集中した内容ではないでしょうか。(西春別)

A家畜排せつ物を適正に処理し、環境に悪影響が出ないようにするため制定するもので、将来にわたって、本町の農業と漁業が共存共栄していけることを目的としています。漁業者の皆さんとも協力しながら、ひとり一人が環境について、もう少し気を遣っていただくことを主旨としています。

【バイオマス産業都市の認定について】

Q町にとってどんな利点があるのですか。(西春別)

A本町のバイオマスタウン構想に基づき、メタン発酵技術による大規模バイオガスプラント事業を軸として、今まで処分されてきた水産系、食品系を含む総合的なバイオマス利活用により、再生可能なエネルギーの創出、河川や地下水の水質改善等への貢献を図っていききたいということで進めております。

Q農家にとってプラスになるのでしょうか。(西春別)

A利用する酪農家の方にとって、これからの酪農経営にメリットがあるよう、どう最大限の状況へ持っていくか最後の詰めを行っています。

Qふん尿が受入必要量に足りない場合、ペナルティを科すという話を聞きました。事実でしょうか。(西春別)

Aペナルティを科すということではなく、酪農家の方も農協も町も一緒になって原料確保に取り組みましょうということです。

Q研修牧場のバイオガスプラントは、いらなかったのでは。(西春別)

A研修牧場のプラントはスラリーを発酵させており、ここで処理できないものも新たなプラントでは処理が可能であり、運んで処理することも検討しています。

【農地について】

Q荒廃した農地が散見されますが、農地保全についてどう考えていますか。(西春別)

A農家戸数の減少が問題となっており、戸数が減少すると遊休農地が出てこざるを得ない状況となります。これ以上農業者が減らないようにするためにどうしたら良いか、真剣に考えることが農地保全につながると考えています。

【避難施設について】

Q野付半島の避難施設はいつ計画されるのですか。(尾岱沼)

Aこれまでも第6次別海町総合計画の後期で実施を予定しており、なるべく早い時期に、施設の実施計画を含む避難計画の全面的な計画を立てながら進めていきたいと考えています。

【海岸線の侵食について】

Q野付半島の海岸線侵食が激しく、去年は海水に洗われ断水になったことがありました。また、作業場が無くなってきており、今の道路を裏の方にあげられないでしょうか。(尾岱沼)

A今後、消波堤を先行し、次に迂回路を計画するような内容で振興局と協議を進めています。

Q過去には大地震で野付半島先端部分が完全に越波した実例があり、いつ起きるかわからない災害に対し、灯台より先端部の道路を完成してもらえないでしょうか。(尾岱沼)

A通行に支障のないよう、新年度中に測量や高さ調整をし補修していきたいと考えています。

Q各年度の事業拡大をし、なるべく早く事業を進めるよう努めてください。(尾岱沼)

A現在、北海道でも財源の問題などから一挙に進まない状況にありますが、もっとスピードを速め海岸保全対策を講じてもらえるよう強く要請してまいります。

Q茨散地域は海岸が侵食され国道から2～3mくらいになっており、波が道路を越えたら民家は間違いなく被害を受けます。ブロックを入れるなど対応いただけないでしょうか。(尾岱沼)

A海岸保全は都道府県知事が工事を実施するため、町としては状況を詳しく確認し、強く道へ要望してまいりたいと思います。

【道路について】

Q尾岱沼市街地裏通りは、どんな方向で計画されているのでしょうか。(尾岱沼)

A道路が現状では無いため、どのように道路を建設していくのか町内会等と連絡を密にし進めていきたいと思っています。



【高齢者施設について】

Q尾岱沼は高齢者が多くっており、「遊海」という比較的健康な高齢者が集まる場所がありますが、デイサービスセンター的な施設を建設してもらえないでしょうか。(尾岱沼)

A地域の要望が出てくれば、将来的に、例えば他のいろいろな施設と合わせて多機能的な施設を整備するといったことも考えられ、今後の必要性について検討させていただきたいと思います。

(意見) 複合的な建物をという考えがあるのならば、ぜひ「子どもの施設」ということも一緒に考えていただければと思います。

【別海地区の市街地について】

Qあまりにも空洞化しすぎており、何とかしなければならぬのでは。(別海)

Aただいま、「別海町市街地活性化計画(別海地区)」の策定に向けた検討をしております。

【生徒の進学について】

Q各家庭の経済状況で子どもの進路が限定されてしまわないよう対策が必要ではないでしょうか。(別海)

A教育委員会では奨学資金の貸付を行っています。また、医療奨学生には最近増額をし、将来的に地元に戻ってきてもらえることを期待しています。